

評価基準等について(検討用たたき台)

(基本方針)

○ 詳細な評価項目を設定してそれぞれについて段階式で評価するという方式ではなく、大きな評価項目について文章式で評価するという方式を念頭に置き、そのような項目について評価する際の視点(考慮要素)を具体的に明らかにするという方向で検討してはどうか。

(評価項目の具体例)

○ 事件処理能力

1 裁判手続における判断者としての資質・能力(★法的判断能力)

* 具体的な紛争について、それぞれの手続段階において適正、迅速、公正妥当に判断を形成し得る資質・能力

・ 評価する際の視点(考慮要素)としては、具体的には、法的知識の正確性・十分性、法的問題についての

理解力・分析力・整理力, 事実認定能力, 表現力(文章・口頭), 合理的な期間内に調査等を遂げて判断を形成する能力等が考えられるが, 更に検討する。

2 裁判手続の主宰者としての手続運営能力(★手続運営能力)

- * 上記判断に基づいて, 手続を適切に運営する能力
 - ・ 評価する際の視点(考慮要素)としては, 具体的には, 法廷等における弁論等の指揮能力, 当事者との意思疎通能力, スケジュール管理能力, 和解等における説得能力, 合理的な期間内に手続を進行させる能力等が考えられるが, 更に検討する。

○ 組織運営能力

- * 職員に対する指導, 部の運営その他について, 事件処理及び司法行政の両面において必要とされる資質・能力

○ 一般的資質・能力

- * 職務との関連で求められる裁判官としての一般的資質・能力に関する評価

- ・ 評価する際の視点(考慮要素)については、更に検討する。

○ その他

- ・ 「事件処理能力」については、2つの項目に区分するまでの必要はないとの考え方もあろう。
- ・ なお、司法制度改革審議会意見では、「具体的かつ客観的な評価項目を明確に定める」べきであるとして、事件処理能力、法律知識、指導能力、倫理性、柔軟性などを例示している。

(評価の表示の形式)

- 上記各項目について、自由記載(文章)方式を採用してはどうか。

なお、「法的判断能力」、「手続運営能力」及び「組織運営能力」については、併せて段階的評価をすることも考えられるが、どうか。

- 総合評価については、特にそのための欄を設けることはせずに、具体的な評価項目欄には記載し難い事項、その他特記すべき事項等があれば、「その他」の欄において記

載するといった形にしてはどうか。

○ このような評価項目とするのであれば、評価対象者の
類型に応じて別の評価項目を設定するまでの必要はないの
ではないか。